

なごみ便り

グリーン家電製品の購入でエコポイントが取得できます！！

平成 21 年 5 月 15 日以降に、統一省エネラベル 4 つ星相当以上のグリーン家電製品を購入された方は、様々な商品・サービスと交換可能なエコポイントが取得できます。これは地球温暖化対策の推進、経済の活性化及び地上デジタル放送対応テレビの普及を図ることを目的として実施されました。

現在、家庭部門の CO2 排出量のうち、7 割弱が電化製品によるものとなっていて、約 5 割がエアコン、冷蔵庫、テレビで占められています。これらの電化製品のうち、エネルギー効率の低い旧型品を最新の省エネ型製品に買い換えることにより高い環境保全効果が期待できることからエコポイントは有効と考えられています。

**エコポイント
対象商品**

このラベルがついていれば対象商品です。

<対象品目とエコポイント>

エアコン

冷房能力	エコポイント(点)
3.6kw以上	9,000
2.8kw、2.5kw	7,000
2.2kw以下	6,000
買い替えをしてリサイクルを行う場合	更に 3,000

冷蔵庫

容積	エコポイント(点)
501リットル以上	10,000
401 - 500リットル	9,000
251 - 400リットル	6,000
250リットル以下	3,000
買い替えをしてリサイクルを行う場合	更に 5,000

地デジ放送対応テレビ

テレビサイズ	エコポイント(点)
46V以上	36,000
42V、40V	23,000
37V	17,000
32V、26V	12,000
26V未満	7,000
買い替えをしてリサイクルを行う場合	更に 3,000

<エコポイントの取得に必要な書類>

保証書(購入日、購入店、購入製品の品番・製造番号が分かること)

領収書/レシート(購入日、購入店、購入製品の品番、購入者名が分かること)

家電リサイクル券の排出者控え(リサイクルされた方のみ必要)

を確実に受領・保管することが必要です。

<交換商品>

省エネ・環境配慮に優れた製品

全国で使える商品券・プリペイドカード(提供事業者が環境寄付を行うなど、環境配慮型のもの)

地域振興に資するもの(地域商品券、地域産品)

詳しくは、環境省・経済産業省・総務省のホームページをご覧ください。

エコカー減税と補助金ご存知ですか？



環境対策と景気対策を効果的に実現するためにできたエコカー減税や補助金、最近よく耳にしますね。

既存のグリーン税制を延長し、減税の規模を拡大する特例措置として政府が平成 21 年度の税制改正に盛り込んだエコカー減税は、環境対応車をはじめ、窒素酸化物などの排出量が一定基準を満たしている自動車対象です。

車にかかる税金は、車を購入する際の「自動車取得税」と、所有するクルマの重さに応じて課せられる「自動車重量税」と、エンジンの排気量に応じて課せられる「自動車税」があります。これからこれらの税金が3年間、燃費性能によって段階的に減免されます。

エコカー補助金は、今年 4 月 10 日から来年 3 月末までに新車でエコカーを購入(登録)した場合、最大で 25 万円を補助するというものです。補助金は、他の補助金との併用はできませんが、エコカー減税との併用が可能です。

【エコカー減税】

		自動車取得税		自動車重量税	自動車税
		新車	新車以外		
		H21 4/1 ~ H24 4/30	H20 5/1 ~ H22 3/31	H21 4/1 ~ H24 4/30	H20 5/1 ~ H22 3/31
ハイブリッド車		免税	1.6%減税	免税	50%減税
クリーンディーゼル車		免税	1.0%減税	免税	×
上記以外のエコカー	排出ガス性能 かつ 平成 22 年度燃費基準 25%達成車	75%減税	30 万円控除	75t 減税	50%減税(普通車のみ)
	排出ガス性能 かつ 平成 22 年度燃費基準 15%以上達成車	50%減税	15 万円控除	50%減税	25%減税(普通車のみ)

1...平成 21 年 10 月 1 日以降は 0.5%減税となります。

2...普通車のみ

【補助金】

	車齢 13 年超の廃車による買換え	左記以外の新車購入
	平成 22 年燃費基準達成車	排出ガス性能 かつ 平成 22 年燃費基準 15%以上達成車
普通車	25 万円	10 万円
軽自動車	12.5 万円	5 万円

(文章担当:生田、有澤)

~ 利益UP大作戦 !! ~

「売上、利益をぐんぐん伸ばしたい」、「資金繰りをスムーズにしたい」、「金融機関からの評価をUPさせたい」、こんなポジティブな考えをお持ちの方!!!

経営計画や戦略目標を立て、進むべき道を明確にすることをお勧めいたします!我々はそれらのお手伝いをさせていただきます。ぜひご相談ください!!

詳しくは『株式会社 和』までお問い合わせください。 TEL .06-6944-4117